

令和4年度第1回
千歳市景観審議会
議案

日時：令和5年2月13日（月） 午後3時00分

場所：千歳市議会棟大会議室

令和4年度第1回千歳市景観審議会 日程

1. 委嘱状交付
2. 開会
3. 会長挨拶
4. 議事

【諮問事項】

- (1) 地域の良好な景観資源及び主要な展望地の決定について

【報告事項】

- (1) 景観法に基づく届出件数について
- (2) 令和4年度の景観づくりの取り組みについて

5. 閉会

諮問事項（１）

「地域の良好な景観資源」及び「主要な展望地」の決定について

１ 経過

本市においては、令和３年５月１日に北海道から景観行政事務の権限移譲を受け景観行政団体となり、北海道景観計画に基づく届出に関する業務を行っています。その後、令和３年７月２９日に千歳市景観計画を策定し、同年９月１日以降は、本市の景観計画に基づき、届出に関する業務及び審査を行っています。

千歳市景観計画に定める景観形成基準において、「景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置・規模とすること。」、また、勧告・協議基準において、「主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。」を定めていますが、これまでは、権限移譲前の北海道の基準を運用しており、本市の景観計画では、「地域の良好な景観資源」及び「主要な展望地」（以下、景観資源等という。）を定めていませんでした。

これらのことから、これまで北海道で運用していた景観資源等を基本とし、本市における景観資源等を明確にし、千歳市景観計画に定める景観形成基準を適正に運用するため、景観資源等を定めます。

２ 「地域の良好な景観資源」及び「主要な展望地」とは

地域の良好な景観資源とは、山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等のうち、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たしているものとしており、自然的なものでは地域のランドマークとなる山並み、整然と耕作された農地など、また、人工的なものでは文化財、産業遺産、寺社仏閣、史跡、歴史的建造物及び各種表彰を受けた建築物などで、自治体の広報誌、観光案内パンフレット及びインターネットの公的なホームページなどにおいて、景勝地の主要な見どころや地域のシンボルとして紹介されているものを対象としています。

また、主要な展望地とは、地域の良好な景観資源を眺望することができる主要な場所としており、視覚的にひらけている場所であって、地域の良好な景観資源である自然、農地、まちなみ等を見下ろすことができる小高い丘の上の公園や展望台、また、見渡したり見上げたりすることができる道路沿いのパーキングや広場などで、地域の良好な景観資源を眺望するために設置された場所であるか又は眺望することができる、多くの人が訪れる場所を対象としています。

3 景観資源等の設定の考え方

本市における景観資源等については、これまで北海道で運用していたものを基本とし、以下の考え方により設定します。

【地域の良好な景観資源】

- ④苔の洞門、⑩美笛の滝については、現在は立ち入りできない状況ではありますが、これまで貴重な景観資源として保全されてきたものであることから、景観資源として設定することとします。
- これまで景観資源として設定していた支笏湖へ向かう道は、対象としている場所が異なることから、⑬支笏湖へ向かう道（国道 453 号）と⑭支笏湖へ向かう道（道道支笏湖公園線）に分割します。
- 世界文化遺産である⑳史跡キウス周堤墓群を景観資源としていることから、同じ史跡景観エリアとしている㉑史跡ウサクマイ遺跡群についても景観資源として追加します。

【主要な展望地】

- 展望地は、これまで設定していた㉒市道東丘泉郷線に加え、各資源を眺望できる場所を新たに設定します。
- ④苔の洞門、⑩美笛の滝、⑪名水ふれあい公園、⑫青葉公園、⑮新千歳空港、㉑史跡ウサクマイ遺跡群は、特定の展望地を設定することが難しいため、資源を含めた敷地内全域を展望地として設定します。
- ⑰新千歳空港アクセス沿道（国道 36 号）、⑱支笏湖へ向かう道（国道 453 号）、⑲支笏湖へ向かう道（道道支笏湖公園線）については、特定の展望地を設定することが難しいため、区間を指定し、その沿道を展望地として設定します。
- 世界文化遺産である⑳史跡キウス周堤については、千歳市景観計画において、景観重点区域に指定しており、史跡及び緩衝地帯の景観を保全する方針としていることから、「北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画」において設定している視点場（史跡内 6 ヶ所、その他 3 ヶ所、計 9 ヶ所）を展望地として設定します。（P10～11 史跡キウス周堤墓群 視点場位置図のとおり）

【その他】

- 各資源の説明については、これまで設定していた内容を基本に、文言整理を行います。
- 掲載写真については、最新のものやより鮮明なものに変更します。

【文言の定義】

- 眺望（≡展望）：遠く見渡すこと。見渡した眺め。見晴らし。（広辞苑 P1912）
- 展望地：周囲を良く見渡すことができる場所。（参考：広辞苑 P2035、展望台）

※ 北海道で公開している情報において、「展望地」と表現されていることから、本市においても同じ表現を用いることとします。

4 「地域の良好な景観資源」及び「主要な展望地」（案）

名称		写真	展望地		説明
番号			番号	名称	
1	支笏湖		A	支笏湖温泉街 広場	<p>支笏洞爺国立公園に属するカルデラ湖。周囲約 42 km、最大深度約 360m、平均水面約 265mの東西に長いマユ型をしている。</p> <p>市街地に比較的近い場所にありながら、広大で四季折々の自然を感じることができる千歳市を代表する貴重な景観資源となっている。</p>
			B	風不死岳（ふっ ぷしだけ）ビュ ーポイント	
		C	幌美内駐車場		
2	山線鉄橋		A	支笏湖温泉街 広場	<p>湖畔温泉街近くの千歳川河口に架かる鉄橋。平成 30 年に歴史的な価値を認められ、公益社団法人土木学会の「選奨土木遺産」に認定されている。</p> <p>支笏湖や千歳川、周辺の山々などと合わせ、千歳らしい景観を形成する重要な景観資源となっている。</p>
3	野鳥の森 (探勝路)		D	探勝路	<p>休暇村支笏湖と中モラップを結ぶ 1.7 km の区間に整備されている探勝路。</p> <p>季節ごとに様々な花や野鳥に出会うことができ、支笏湖地区のみどりを身近に感じることができる。</p>

名称		写真	展望地		説明
番号			番号	名称	
4	苔の洞門		E	苔の洞門内	湖畔温泉街から国道 276 号を美笹方面に約 13km、風不死岳の麓にある枯れた峡谷にびっしりと苔がむした奇勝地。 現在は、安全が確保できないことから公開しておらず、数年かけて元の自然に戻す作業を行っている。
5	風不死岳		A	支笏湖温泉街 広場	標高 1,102.5m で、アイヌ語のフップ・ウシ（トドマツのあるところ）から由来した名称となっている。支笏湖と合わせ、四季折々の千歳らしい景観を形成する重要な景観資源となっている。
			B	風不死岳（ふっぷしだけ） ビューポイント	
6	恵庭岳		B	風不死岳（ふっぷしだけ） ビューポイント	支笏湖西岸に高くそびえる標高 1,320m の円錐型火山で、頂上付近に東向き火口があり、東方向に延長した深い亀裂が、ポロピナイ沢となって湖岸に達する。支笏湖と合わせ、四季折々の千歳らしい景観を形成する重要な景観資源となっている。
7	樽前山		A	支笏湖温泉街 広場	世界的にも美しい溶岩ドームの活火山。裾野から見ると荒々しい山肌の上にお椀型の溶岩ドームが確認できる。 支笏湖と合わせ、四季折々の千歳らしい景観を形成する重要な景観資源となっている。

名称		写真	展望地		説明
番号			番号	名称	
			B	風不死岳（ふっぷしだけ） ビューポイント	
8	紋別岳		A	支笏湖温泉街 広場	支笏湖カルデラ外輪山の一つであり、支笏湖温泉街から登山口まで最も近い山。支笏湖と合わせ、四季折々の千歳らしい景観を形成する重要な景観資源となっている。
9	オコタンペ湖		F	オコタンペ湖 展望台	鬱蒼と繁る原生林に抱かれたオコタンペ湖は、阿寒湖近くのオンネトー、然別湖近くの東雲湖と並び、北海道3大秘湖と形容される神秘の湖。周辺の原生林と合わせ、四季折々の自然を感じることができる重要な景観資源となっている。
10	美笛の滝		G	美笛の滝周辺	約 50mの高さから階段状に流れ落ちる滝。夏には周辺広大な自然とともに涼しさを感じることができ、春には桜、秋には周辺の木々の紅葉と白い水しぶきとのコントラストが美しさをつくり出す。

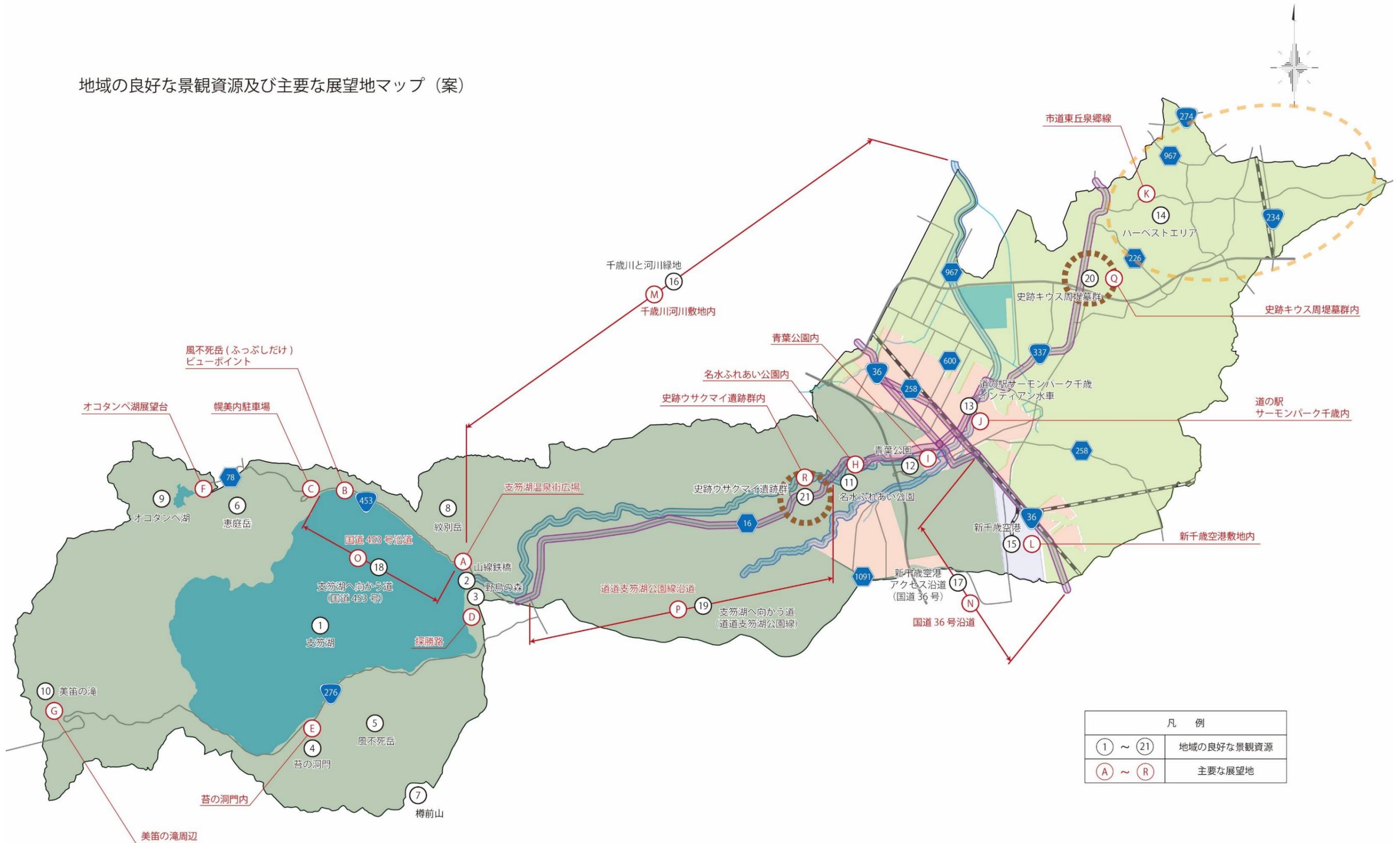
名称		写真	展望地		説明
番号			番号	名称	
11	名水ふれあい公園		H	名水ふれあい公園内	<p>千歳市の水道水源である内別川の源頭部「ナイベツ川湧水」が昭和60年に環境庁（現在の環境省）の「名水百選」に選定されたことを記念してつくられた公園。</p> <p>公園内では、噴出口が再現されているほか、川沿いに散策路が整備され、自然とふれ合うことができる市民の憩いの場となっている。</p>
12	青葉公園		I	青葉公園内	<p>市街地中心部の南西に位置している自然豊かで広大な総合公園で、陸上競技場やイベント広場などの施設が整備されており、自然観察や運動、ピクニックなどを楽しむことができる。</p> <p>市街地に近い立地でありながら、森に囲まれており、広大な自然を感じることができる。</p>
13	道の駅サーモンパーク千歳とインディアン水車	 	J	道の駅サーモンパーク千歳内	<p>サケを自動的に捕獲するインディアン水車は、千歳の秋の風物詩として、全国的に知られており、道の駅サーモンパークや千歳川と合わせ、千歳らしい景観を形成する重要な景観資源となっている。</p>
14	ハーベストエリア		K	市道東丘泉郷線	<p>千歳市の北東部に広がる波状丘陵地帯。周辺の自然や農家住宅などと合わせ、潤いとやすらぎに満ちた景観を形成する重要な景観資源となっている。</p>

名称		写真	展望地		説明
番号			番号	名称	
15	新千歳空港	 	L	新千歳空港 敷地内	<p>北海道の空の玄関として、国内外の多くの人々に利用されている。</p> <p>新千歳空港は、近代的なデザインが採用されており、周辺の道路などと合わせ、千歳らしい景観を形成する重要な景観資源となっている。</p>
16	千歳川と 河川緑地		M	千歳川河川敷 地内	<p>支笏湖を水源とする清流であり、市街地に潤いのある水辺空間を形成する重要な景観資源となっている。</p> <p>河川沿いに連続する緑地とともに、市民の身近な憩いの場として活用されている。</p>
17	新千歳空港 アクセス沿道 (国道 36 号)		N	国道 36 号 (新 千歳空港ア クセス沿道 景観形成 ガイドラ インにお ける対 象区域)	<p>新千歳空港アクセス沿道は、周辺を北海道らしい広大な自然景観や田園景観に囲まれ、これらと合わせ、北海道らしい景観を形成している。</p> <p>新千歳空港アクセス沿道は、来道する方々がはじめて目にする景観であるため、北海道らしい景観を演出すべく、景観づくりの活動を積極的に行っている。</p>

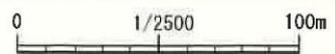
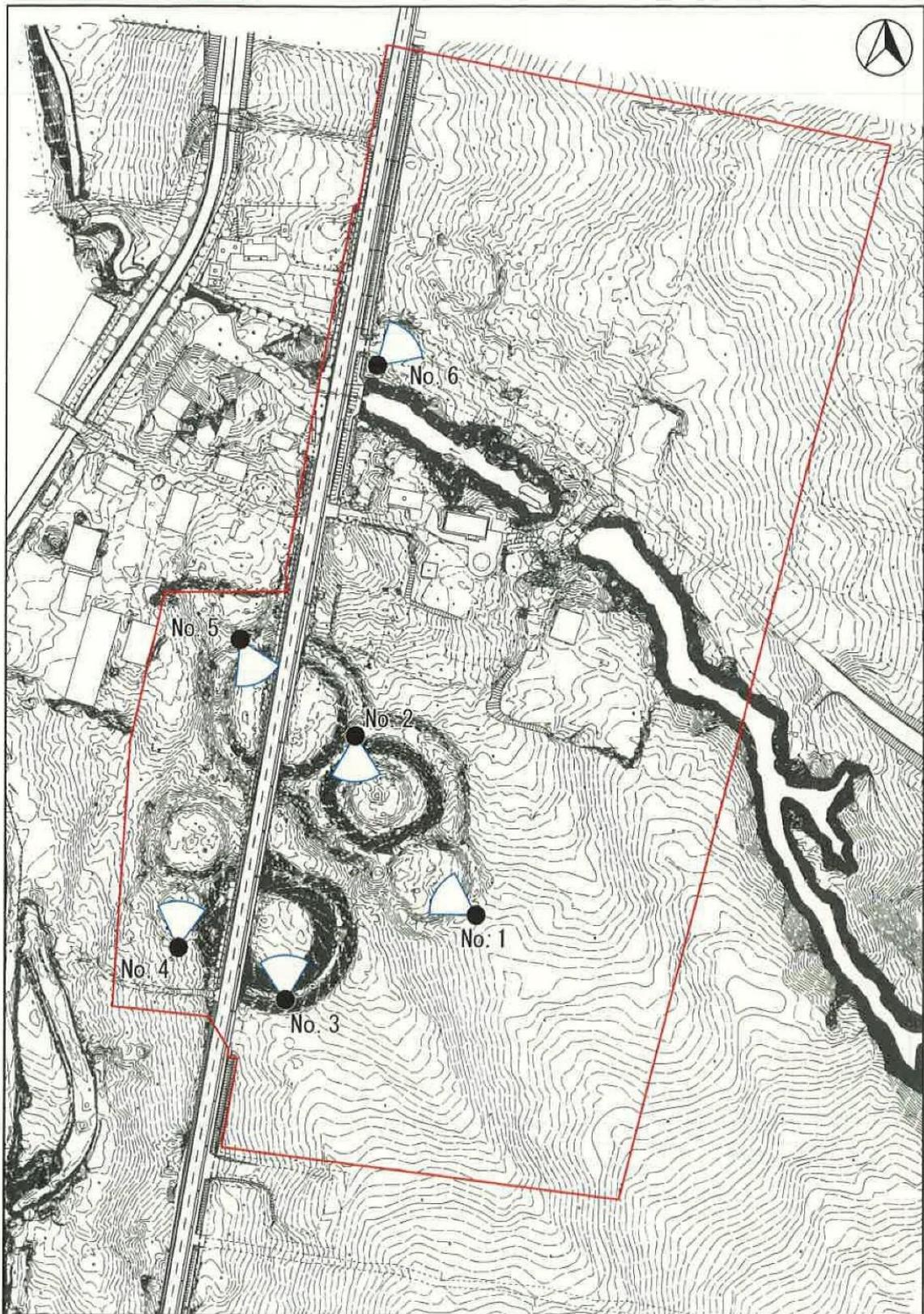
名称		写真	展望地		説明
番号			番号	名称	
18	支笏湖へ向かう道 (国道 453 号)		O	国道 453 号(支笏湖に隣接する区間) 沿道	支笏湖へ向かう国道 453 号は、支笏湖や山々などに囲まれた豊かな自然を感じることができる道路で、支笏湖へ向かう多くの人々に親しまれています。
19	支笏湖へ向かう道 (道道支笏湖公園線)		P	道道支笏湖公園線 (市道蘭越第 1 道路～国道 453 号) 沿道	支笏湖へ向かう道道支笏湖公園線は、周囲を国有林に囲まれた、豊かな自然を感じることができる道路で、印象的な景観を形成している。
20	国指定史跡 史跡キウス周堤墓群		Q	史跡キウス周堤墓群及びその周辺 (史跡内 6ヶ所、史跡外 3ヶ所)	約 3,200 年前に造られた縄文時代最大級の集団墓であり、史跡では、縄文時代に構築された周堤墓の外観を現地表でそのまま確認することができる。令和 3 年 7 月に世界文化遺産に登録され、また、千歳市景観計画において、史跡とその周辺を景観重点区域に指定している。
21	国指定史跡 ウサクマイ遺跡群		R	史跡ウサクマイ遺跡群内	原始河川のまま残されている内別川や周辺の原生林などの周辺の自然環境を含め、国指定史跡に指定されている。 竪穴住居跡や道央部に遺された最大規模の擦文文化期集落跡があり、当時の人々の生活を感じることができる貴重な景観資源となっている。

5 「地域の良好な景観資源」及び「主要な展望地」マップ（案）

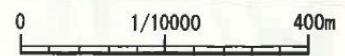
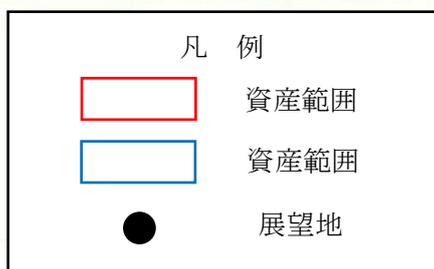
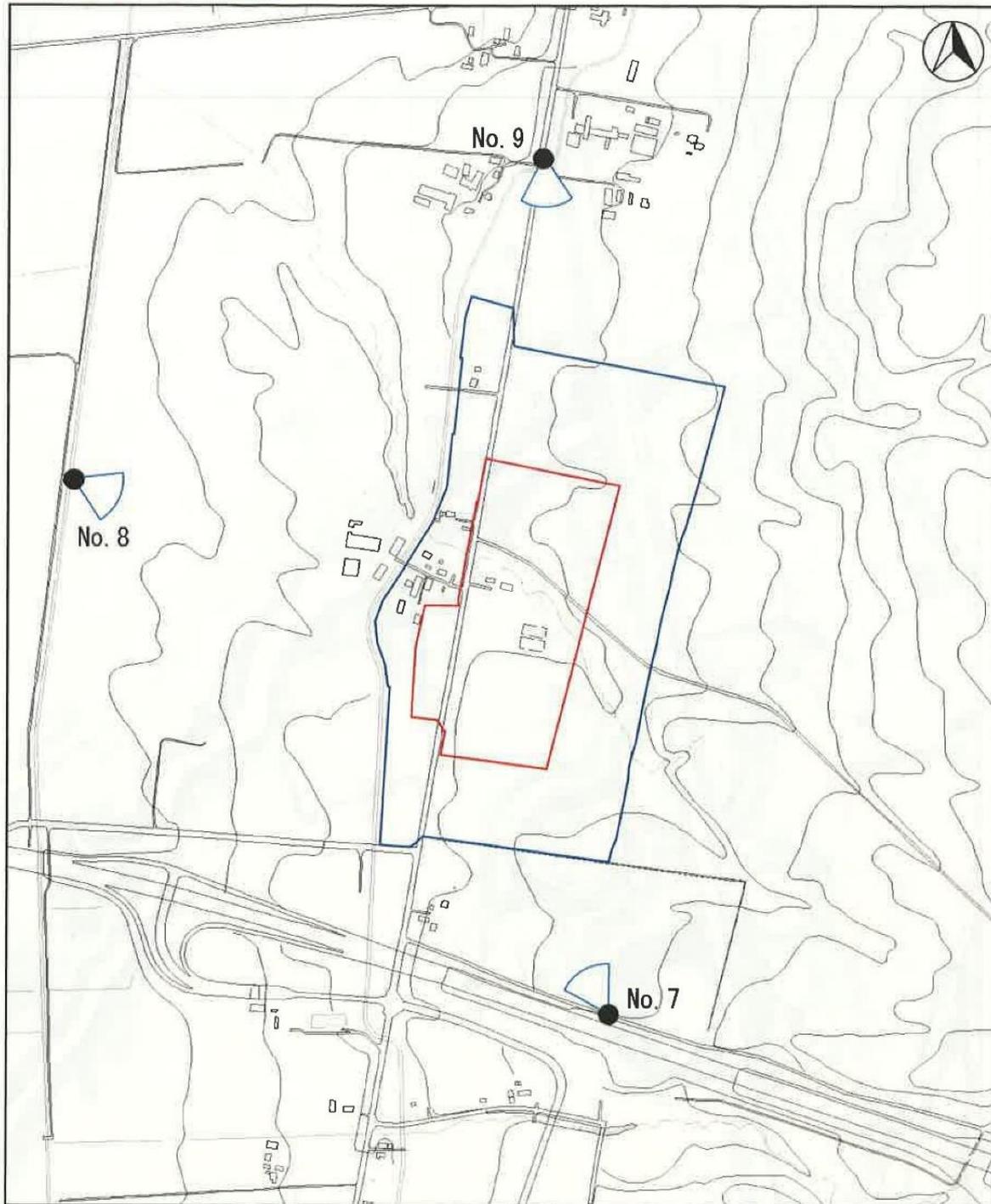
地域の良好な景観資源及び主要な展望地マップ（案）



013 キウス周堤墓群



013 キウス周堤墓群



報告事項（１）

景観法に基づく届出件数について

１ 景観法に基づく届出とは

景観計画区域内で景観条例に定める規模を超える建築物の建築や工作物の建設、開発行為、その他の行為を行う場合は、景観法第 16 条の規定に基づき、届出が必要となります。

事業者から届出があった場合は、景観計画に定める景観形成基準への適合の可否を審査し、適合していない場合は、景観審議会の意見を聞いた上で必要に応じて勧告及び変更命令を行います。

なお、本市においては、令和 3 年 5 月 1 日に北海道から権限移譲を受け景観行政団体となり、景観法に基づく届出に関する事務を行っています。

２ 景観法に基づく届出件数

（１） 令和 3 年度（令和 3 年 5 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

景観計画区域の区分	行為の種類	件数
一般区域	建築物	7
	工作物	3
	開発行為	0
	合計	10
景観重点区域	建築物	0
	工作物	0
	開発行為	0
	その他	0
	合計	0

（２） 令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日）

景観計画区域の区分	行為の種類	件数
一般区域	建築物	4
	工作物	7
	開発行為	0
	合計	11
景観重点区域	建築物	0
	工作物	0
	開発行為	0
	その他	0
	合計	0

報告事項（２）

令和４年度の景観づくりの取り組みについて

１ 景観講座（景観探究ちとせ ぐるっと360°）

（１） 目的

本市の景観資源をPRするとともに、市民などに「景観」を知ってもらうことを主目的とし、最終的な目標としては、市民、事業者、市が景観計画を共有し、美しいまちなみづくりを協力して行い、市民の景観づくりに対する意識向上・人材育成を図ることとしています。

（２） 内容

１） 景観講座

千歳市景観計画の推進方策である「市民参加による景観づくり」に基づくもので、市民協働プロモーション事業として、令和４年度から令和６年度の３ヶ年計画で景観講座等を実施することとしており、令和４年度については、３ヶ年計画の１年目として、座学を基本とした景観講座を実施しました。なお、令和５年度は現地散策による講座、令和６年度は景観マップを作成・配布する計画となっています。

開催日	令和４年１０月１日（土）１３：３０～１６：３０
会場	北ガス文化ホール（千歳市北栄２丁目１番１１号）
参加者	一般参加者１６名、市民団体５名、企画部まちづくり推進課５名、計２６名

市内に居住または市内に通勤・通学している方を対象に、景観に関する基礎知識や千歳市の景観ポイントを紹介するとともに、各景観ポイントにおける景観の特徴について説明しました。また、講座後にワークショップを行い、参加者から令和５年度に行う現地散策場所選定の参考として、実際に見てみたい本市の景観資源について、意見を聴きました。

2) 景観パネル展

本市における景観資源や景観計画のほか、他市町の景観資源を題材とした「景観パネル」により、景観パネル展を計3回実施しました。

	会場	日時
第1回景観パネル展	イオン千歳店	令和4年8月15～24日
第2回景観パネル展	千歳市役所市民ホール	令和4年8月22日～9月12日
第3回景観パネル展	北ガス文化ホール	令和4年10月1日

3) 景観缶バッジ、ポストカードの作成・配布

千歳市の景観ポイントを題材とした缶バッジ、ポストカードを作成し、景観パネル展来場者や講座参加者に配布しました。

2 千歳市景観推進会議

この取り組みは、千歳市景観計画の推進方策である「公共事業、民間事業との連携体制の構築」に基づくもので、千歳市景観計画を推進するための母体となる庁内組織として、令和3年12月に設置しています。なお、本会議は、必要に応じて開催することとしています。各課での景観づくりの取り組みに関する情報共有のため、年1回程度開催することを基本としています。

会議設置	令和3年12月27日
令和3年度第1回千歳市景観推進会議	令和4年3月10日
令和4年度第1回千歳市景観推進会議	令和5年3月（予定）